

500kV 関ヶ原北近江線新設に係る環境影響評価方法書に対する

関ヶ原町の意見の概要及び事業者見解

番号	項目	意見等	事業者見解
1	保安林	対象事業が実施される区域において詳細が決まった段階で西濃農林事務所、県林業課と相談していただきたい。	承知いたしました。
2	景観 (届出について)	関ヶ原町全域が規制対象となる景観条例が施行されており、高さ10m以上、延床 500 m ² の工作物・建築物の建設が届出が必要となるため注意していただきたい。	承知いたしました。